

## 令和 4 年度行政評価（外部評価・内部評価）について

### 1 実施方式

- (1) 内部評価（業務担当課などによる評価）
- (2) 外部評価（行政改革推進委員及び外部評価委員による評価）

### 2 実施形式

- (1) 事業評価（A 票）・事務事業評価（B 票）
  - ア 予算体系に連動します。  
予算体系の「大事業」を事業評価とし、「中事業」を事務事業評価とします。
  - イ 決算資料（地方自治法第 233 条の規定に基づく決算関係書類である主要事業の成果）とします。
- (2) 施策評価（S 票）  
予算に関わらず（予算を伴わない）重要な施策を評価します。

### 3 外部評価の実施（案）

- (1) 日程
  - ア 令和 4 年 7 月～8 月
  - イ 4 日（1 日 2 事業）
- (2) 外部評価実施者  
行政改革推進委員及び外部評価委員
- (3) 実施方式
  - ア 合計 8 事業（施策）を実施
  - イ 1 事業につき、担当課からの説明 15 分、ヒアリング及び講評 45 分の計 60 分
  - ウ 事前質問の実施

### 4 行政評価の課題等

資料 2 - 2 のとおり